

公 示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定の適用を受ける調達契約のうち令和 7 年度以降地方独立行政法人秋田県立病院機構が発注する物品等の購入および特定役務の調達契約に係る一般競争入札および指名競争入札（以下、「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項および当該資格の審査等について地方独立行政法人秋田県立病院機構政府調達に関する物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 3 1 年法人規程第 1 号）第 5 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 1 日

地方独立行政法人秋田県立病院機構
理 事 長 清 水 宏 明

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

診療材料・医薬品・医療機器・委託・建築工事等

2 特定調達契約に係る競争入札に参加できる者

特定調達に係る競争入札に参加することができる者は、原則として秋田県の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする（地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 2 項）。

なお、入札参加資格の審査の申請時期及び方法については、秋田県ホームページに記載のとおりとし、資格の有効期限及び当該機関の更新手続きも同様である。